

写

財 第 1224 号
令和 7 年 9 月 8 日

各 局 長
企 業 庁 長

} 殿

総 務 局 長

令和 8 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 8 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 中西
内線 2262

第1 本県の財政状況

1 令和7年度の財政状況

- 歳入面では、県税と地方譲与税について、個人所得や企業収益の増加により、個人県民税及び法人二税の增收が見込まれることから、現時点で当初予算に対して、一定程度の增收が期待できる。
- 一方、歳出面では、米国関税措置の影響等への対応や、激甚化・頻発化している自然災害への対応など、年度後半に追加の財政需要が生じる可能性があり、慎重な財政運営を行っていかなければならない。

2 令和8年度の財政見通し

- 県税と地方譲与税については、賃上げに伴う個人所得の増加や物価上昇等に伴い、個人県民税や地方消費税の增收が見込まれることから、令和7年度当初予算に対し、一定程度の增收が期待できる。
- 一方、地方交付税は、税収増等に伴い減額となるため、一般財源総額の大幅な増額は見込めない。
- また、7年度当初予算編成では、税収増等による前年度からの財源活用や、財政調整基金の取崩しといった特例的な対応により、収支を均衡させることができたが、8年度は、こうした臨時的な財源を除くと、歳入全体としては大幅な減額の見通しである。
- 歳出面では、過去に大量発行した県債の償還がピークを過ぎたことにより、公債費が減少するものの、介護・医療・児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費は増加する。
- 以上のことから、8年度は、現段階で概ね500億円の財源不足が見込まれている。

第2 予算編成方針

- 令和8年度当初予算では、「新かながわグランドデザイン実施計画」に掲げるプロジェクトを着実に推進するため、デジタルの力を積極的に活用し、子ども・子育て支援の取組や県内経済・産業の活性化、当事者目線の障がい福祉の実現、安全で安心なまちづくりなど、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。
- 一方で、本県の財政状況は、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えない状況が続いており、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、更なる歳入の確保と不断の事業見直しが求められる。
- このような基本認識のもと、8年度当初予算を編成するので、各局長は、以下に示す7つの視点を徹底して予算を要求すること。
- なお、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 スクラップ・アンド・ビルトの徹底

- 限られた資源（予算・人・時間）で、複雑化・多様化する県民ニーズに対応した質の高いサービスを提供していくためには、これまで以上に、徹底した施策・事業の見直しと資源の重点配分が必要となる。
- このため、特に、施策・事業の新設や拡充に当たっては、スクラップ・アンド・ビルトを徹底し、既存施策・事業のこれまでの成果等も踏まえた上で、優先順位を見極め、廃止や休止を含めた見直しをしっかりと行うこと。
- また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。
- なお、継続する必要がある施策・事業については、デジタル技術や民間活力の積極的な活用などを検討し、より効果的・効率的な実施を図ること。

2 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方に基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標の達成度等を踏まえ、事業の成果や課題を分析するとともに、その分析結果を当該事業に適切に反映すること。
- なお、施策・事業の見直し等の検討に当たって、「新かながわグランドデザイン評価報告書2024」における各プロジェクトの最終評価等で示された課題についても対応すること。

3 政策レビュー対象事業の精査

- 政策レビュー対象事業は、知事ヒアリングの場や結果通知等で示された課題を解決するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事業内容等を精査の上、要求すること。

4 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算要求に反映すること。また、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。
- なお、国において、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」が進められているが、これにより本県予算への影響が生じる場合は、予算編成過程で適宜調整する。

5 歳入の確保

- 歳入確保に向けた情報収集や国への働きかけを徹底すること。
- 特に、国庫補助金については、引き続き、情報収集に努めるとともに、活用漏れがないかという視点で再点検を行うこと。
- また、寄附金の確保や民間資金の活用等にも積極的に取り組むこと。
- さらに、受益者負担の原則に則り、使用料・手数料の新設や見直しについても、適切に検討すること。

6 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・標準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

7 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和8年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- 細部については、別途通知する「令和8年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。